

国民健康保険税の計算方法

国保税 =
 ①医療分 +
 ②後期高齢者支援金分 +
 ③介護納付金分
 (40歳～64歳の被保険者のみ対象)

	所得割額 世帯の被保険者の所得に応じて計算	資産割額 土地・家屋の固定資産税額に応じて計算	均等割額 世帯の被保険者数に応じて計算	平等割額 1世帯当たりの額
① 医療分	基準総所得金額 ×7.03%	固定資産税 ×3.82%	被保険者数 ×30,500円	20,200円
② 後期高齢者支援金分	基準総所得金額 ×2.75%	固定資産税 ×2.02%	被保険者数 ×11,800円	7,800円
③ 介護納付金分	基準総所得金額 ×2.32%	固定資産税 ×0.47%	被保険者数 ×11,700円	5,900円

※基準総所得金額…国保被保険者の前年中の所得から基礎控除（43万円）を差し引いた額の合算額です。

例)・事業所得＝総収入－必要経費 ・給与所得＝給与収入－給与所得控除 ・年金所得＝年金収入－公的年金等控除

計算例①（軽減のない世帯）

【世帯主】

- ・45歳
- ・事業所得 2,430,000円
- ・固定資産税額 80,000円



【妻】

- ・42歳
- ・給与所得 340,000円



【子】

- ・小学生



軽減判定（世帯の合計所得：2,770,000円）

43万円＋56万円×4人（2割軽減判定基準）

＝2,670,000円

合計所得が判定基準を上回るため**軽減なし**

税額の計算	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
医療分	【2,000,000円×7.03%】＋【80,000円×3.82%】＋【30,500円×4人】＋【20,200円】＝285,856円				①
後期高齢者支援金分	【2,000,000円×2.75%】＋【80,000円×2.02%】＋【11,800円×4人】＋【7,800円】＝111,616円				②
介護納付金分	【2,000,000円×2.32%】＋【80,000円×0.47%】＋【11,700円×2人】＋【5,900円】＝76,076円				③
国保税年税額（①＋②＋③）※それぞれで100円未満切り捨て					＝473,400円

計算例②（5割軽減の世帯）

【世帯主】

- ・73歳
- ・年金所得 700,000円
- ・固定資産税額 80,000円



【妻】

- ・72歳
- ・年金所得 200,000円



軽減判定（世帯の合計所得：600,000円）

43万円＋30.5万円×2人（5割軽減判定基準）＋10万×1人

＝1,140,000円

※軽減判定の際は、65歳以上の方年金所得から15万円を控除します。

税額の計算	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
医療分	【270,000円×7.03%】＋【80,000円×3.82%】＋【30,500円×2人×0.5】＋【20,200円×0.5】＝62,637円				①
後期高齢者支援金分	【270,000円×2.75%】＋【80,000円×2.02%】＋【11,700円×2人×0.5】＋【7,800円×0.5】＝24,641円				②
介護納付金分	40歳から64歳までの被保険者がいないため課税なし				＝0円 ③
国保税年税額（①＋②＋③）※それぞれで100円未満切り捨て					＝87,200円